

# 成田市ドッグラン 利用のきまり

「成田市ドッグラン」（以下「本施設」という。）は、愛犬と一緒に遊ぶというだけの施設ではなく、飼い主のマナー向上と、情報交換の場でもあり、その中で正しいしつけ方を身につけていただく施設でもあります。

ご利用に際しましては、「成田市ドッグラン利用のきまり」（以下「本きまり」という。）の内容を遵守してください。

なお、本施設内で起こった事故・トラブル等に関しては、当事者同士で解決してください。

## 1. 利用登録

- ①. 本施設を利用するには、事前に利用登録手続きをし、利用登録証の交付を受ける必要があります。  
本きまりに従い、利用登録された犬に限り本施設を利用できます。複数頭の犬を飼われている人は、犬ごとに登録してください。
- ②. 登録した犬の飼い主及びその家族（以下「飼い主等」という。）が本施設を利用することができます。

## 2. 登録条件

- ①. 登録するには以下の条件を満たす必要があります。
  - a 犬の鑑札、又はマイクロチップ登録証明書の交付を受けていること。
  - b 申請日において当該年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けていること、又は申請日から1年以内に注射を受け、前年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けていること。  
※前年度の狂犬病予防注射済票の交付により利用登録する場合は、ア及びイの登録条件があります。
    - ア. 1年以内に注射したことを証明できる証明書（コピー可）を提示。
    - イ. 利用登録後、当該年度の注射済票の交付を受け次第、原本提示。

※闘犬目的の犬やその類の犬種、日常的に噛み癖がある犬及び他の利用者や犬に迷惑をかける犬については登録対象外とします。

### 3. 申請方法

- ①. 申請者は登録する犬の所有者又は管理している者に限ります。
- ②. 本施設の利用の登録は、本さまりの内容を理解した上で、次の書類を揃え申請してください。
  - a ドッグラン利用登録申請書兼誓約書（別記第1号様式）
  - b 犬の鑑札（原本による鑑札番号の確認後に返却します。）  
又はマイクロチップ登録証明書（コピー可）
  - c 当該年度の狂犬病予防注射済票又は前年度の狂犬病予防注射済票と申請日から1年以内に注射を受けたことを証明できる証明書（コピー可）を提示（原本による注射済番号の確認後に返却します。）  
※前年度の狂犬病予防注射済票の交付により利用登録する場合、利用登録後に当該年度の注射済票の交付を受け次第、原本を市に提示してください。（原本による注射済番号の確認後に返却します。）
  - d 犬の写真（カラー）2枚（同じもの）  
※写真の大きさは40mm×30mm程度とし、ドッグラン利用登録証に貼付するため、不鮮明な写真に関しては再度提出をお願いする場合があります。プリンターで印刷したものでも差し支えありません。
- ③. 登録の有効期間は、7月1日から翌年6月30日までの1年間です。  
※毎年度入口の暗証番号が変わります。  
※7月1日を過ぎて登録された場合も、登録の有効期間は、翌年度の6月30日までとなります。  
※翌年度の7月1日以降も引き続き本施設を利用しようとする場合は、翌年度の4月1日以降から利用登録ができます。
  - a 申請書の配布場所  
成田市役所5階公園緑地課窓口（平日午前8時30分～午後5時15分まで）  
成田市のホームページからダウンロードすることができます。
  - b 申請書の提出先  
成田市役所5階公園緑地課窓口（平日午前8時30分～午後5時15分まで）  
※電話、FAX、郵送での申請は受け付けいたしません。  
※犬はお連れできませんのでご注意ください。
- ④. 登録内容を変更した場合、ドッグラン登録事項変更届（別記第4号様式）を提出してください。
- ⑤. 利用登録証を紛失などした場合、ドッグラン利用登録証再交付申請書（別記第5号様式）を、提出してください。※犬の写真も1枚持参願います。

#### 4. 利用方法

※自らの責任において利用してください。本施設内で生じた事故・けが、悪天候時の利用等による病気、その他利用登録者同士のトラブルは直接当事者間で解決してください。

- ①. 本施設内の門扉は常に施錠しておいてください。入退場時は速やかに開閉し、出入口の扉が2つ同時に開放することのないようにしてください（入場時のみ暗証番号を入力します。）。
- ②. 利用登録証は、首から下げるなどして他の利用者から確認できる状態にしてください。※利用登録証をお持ちではない方はご利用できません。
- ③. 利用しようとする日において18歳未満の場合は、同一世帯内の18歳以上の家族の同伴が必要となります。
- ④. 1人の飼い主等が1度に利用できる犬は1頭だけです。
- ⑤. 犬をドッグランの雰囲気にも馴染ませてからリードを外してください。
- ⑥. 常に犬から目を離さず必ずそばにいて、他の利用者や犬の迷惑とならないようにしてください。
- ⑦. 本施設内に持ち込める私物は、犬の遊び道具として使用する野球ボール程度の大きさで柔らかい物のみとし、自らで管理し、必ず持ち帰ってください。  
※おもちゃの奪合いなどによる事故に注意してください。
- ⑧. 犬同士の喧嘩などが予想される場合は、リードを外さず、小型犬がいる場合は特に注意してください。
- ⑨. 犬が糞をした場合、その都度速やかに回収して下さい。また、おしっこをしたところは、持参した容器や備え付けの容器を用いて水をかけ流してください。
- ⑩. 犬が掘った穴は飼い主等が埋め戻してください。
- ⑪. ドッグラン以外では必ずリードを付けてください。
- ⑫. 乳幼児の入場はできません。
- ⑬. ドッグラン内に飲食物の持込みはご遠慮ください（ご褒美のみOK）。
- ⑭. 糞及びゴミは必ず持ち帰ってください。飼い主等は最後に施設内を見回り、落ちている糞等の回収に努めてください。
- ⑮. フリーエリアは小型犬も遊ぶことはできますが、飼い主等の責任において遊ばせてください。
- ⑯. 犬を連れずに、飼い主等だけの入場はできません。

#### 5. 遵守事項

本施設を安全・安心、快適に利用するために以下の行為は慎んでください。

- ①. 虚偽による利用登録の申請
- ②. 利用登録証の家族以外への貸借り及び譲渡
- ③. 病気中又は、発情期間中の犬の本施設の利用
- ④. 犬以外のペットを連れての入場

- ⑤. 本施設における飲食、喫煙及び火気の使用
- ⑥. 駐車場以外への車の乗入れ及び駐停車
- ⑦. 競技（スポーツ）及びその練習を目的とする行為
- ⑧. 他の利用者に対する迷惑行為
- ⑨. 無許可の営業などを目的とする行為
- ⑩. 宗教的活動又は政治的活動などを目的とする行為
- ⑪. 施設内での犬のシャンプーやブラッシング
- ⑫. 本施設内において犬が人を噛んだときは、法令に基づき、畜犬登録をした市町村の健康福祉センター（保健所）に必ず届け出てください。
- ⑬. その他本きまりに違反する行為

## 6. 利用日

休場日はありませんが、本施設、関連施設の清掃・点検等を行う必要があるとき、天災等の事由により開場することが困難と認められるとき等は、張り紙等の提示により休場します。

## 7. 利用時間

日の出から日没までです。

## 作成日

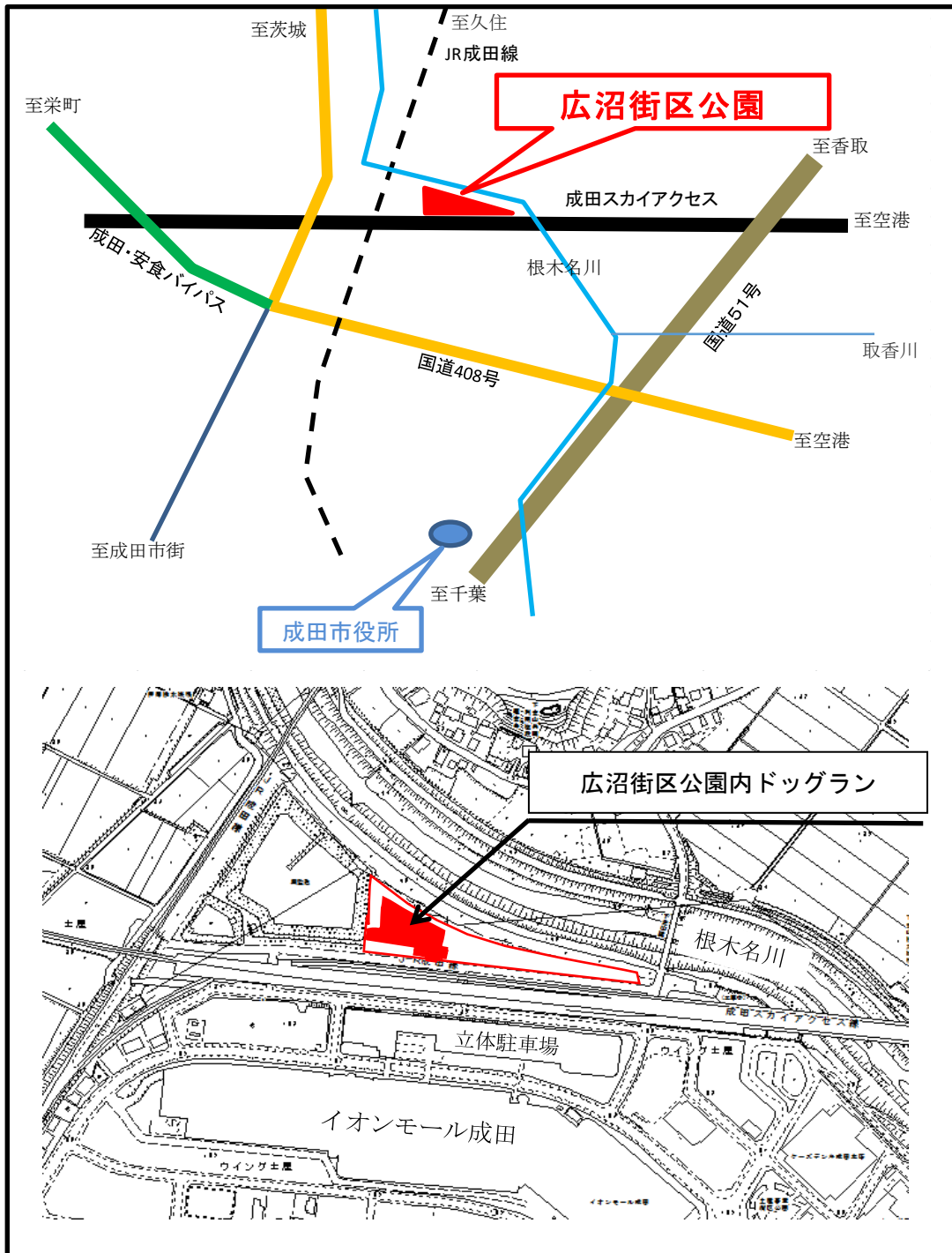
当初 平成30年7月21日

変更 令和 元年9月 3日

変更 令和 5年2月 1日

## 1 施設のご案内

- 場 所 成田市ウイング土屋273番地（広沼街区公園内）
- 広 さ フリーエリア（大型犬・中型犬）1,590㎡、小型犬エリア 400㎡
- 利用方法 事前登録制
- 利用時間 日の出から日没まで
- 駐 車 場 12台



## 2 ドッグラン入口の開錠方法

- ①ドッグラン利用登録証の裏面に記載している鍵の暗証番号で開錠できます。
- ②暗証番号は毎年7月1日に新しい番号に変わります。
- ③扉は2重扉になっています。犬の急な飛び出し等を防ぐため、必ず片方の扉が閉まっていることを確認の上、出入りしてください。

### 〔入口側〕



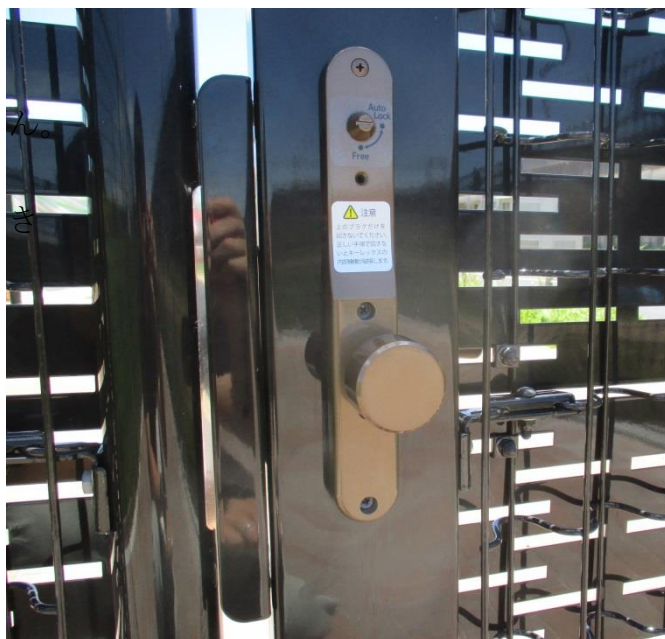
クリアキー※

①暗証番号を入力し、ドアノブを下げれば出入りが出来ます。

※入力間違いをしたときは、一番上の「C」（クリアキー）押し

再度暗証番号を入力します。

### 〔出口側〕



②扉の裏側には、鍵はありません

ドアノブを下げれば、出入りできます。